

高根沢町告示第 85 号

高根沢町シンボルマーク等の使用に関する要綱を次のように定める。

平成 28 年 5 月 9 日

高根沢町長 加 藤 公 博

高根沢町シンボルマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、個人及び事業者等が高根沢町（以下「町」という。）のシンボルマーク等を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、シンボルマーク等とは、町章（昭和 34 年 12 月 25 日制定）及び別表に掲げるものとする。

(使用承認申請)

第 3 条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、シンボルマーク等使用承認申請書兼承認書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(使用承認)

第 4 条 町長は、前項の使用承認申請が町のイメージアップに有用であると認めたときは、使用を承認し、シンボルマーク等使用承認申請書兼承認書（様式第 1 号）を申請者に交付するものとする。

(承認の取消し)

第 5 条 町長は、シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用するとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する使用をするとき。
- (3) 断りなくデザインや色彩等を変更して使用するとき。
- (4) 町の信用や品位を損なうような使用をするとき。
- (5) シンボルマーク等の使用者（以下「使用者」という。）が自己の商標や意匠とするなど独占的使用をするとき。
- (6) その他町長がシンボルマーク等の使用について不相当と認めるとき。

(成果品の提出)

第 6 条 使用者は、シンボルマーク等を使用して物品等を製作又は製造するときは、成果品を提出するものとする。ただし、町長が成果品を提出することが困難であると認めるときは、複製品又は写真等をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(高根沢町シンボルマーク等の利用承認に関する要綱の廃止)
- 2 高根沢町シンボルマーク等の利用承認に関する要綱（平成12年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現になされている旧要綱の規定によるシンボルマーク等の使用については、なお従前の例による。